

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 出納員の事務の委任【会計室】2
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】3

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定（3件）【技術監理局契約部契約課】10
- 請負契約に係る一般競争入札の公告【建築都市局住宅部住宅計画課】13

北九州市告示第 3 1 4 号

次の表の第 1 欄に掲げる日から、同表の第 2 欄に掲げる職にある出納員に事故が生じたので、北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定により、当該事故のある期間、同表の第 3 欄に掲げる職にある者を出納員に充て、会計管理者をして、当該出納員に同表の第 4 欄に掲げる事務を委任させた。

令和 5 年 8 月 7 日

北九州市長 武 内 和 久

令和 5 年 7 月 3 1 日	会計室次長	会計室審査指導 担当課長	会計管理者の命を受けてつかさどる当該課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務
------------------------	-------	-----------------	--

北九州市告示第 3 1 5 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 5 年 8 月 7 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請の概要

(1) 申請者

福岡市博多区博多駅東二丁目 1 番 2 3 号
株式会社サニックス
代表取締役 宗政 寛

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区響町一丁目 1 番 8
株式会社サニックスひびき工場

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

(ア) 縦型遠心分離機 B 及び縦型遠心分離機 C

名称	縦型遠心分離機 B	縦型遠心分離機 C
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第 1 の第 7 1 号の 4 ハに掲げる産業廃棄物処理施設	水質汚濁防止法施行令別表第 1 の第 7 1 号の 4 ハに掲げる産業廃棄物処理施設
能力	2 8 . 8 m ³ / 日	2 8 . 8 m ³ / 日

(イ) 汚泥の前処理施設兼廃油の油水分離施設 B

名称	汚泥の前処理施設兼廃油の油水分離施設 B
種類	水質汚濁防止法施行令別表第 1 の第 7 1 号の 4 ハに掲げる産業廃棄物処理施設

能力	28.8 m ³ /日
----	------------------------

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び設置年月日

(ア) 縦型遠心分離機 B 及び縦型遠心分離機 C

名称	縦型遠心分離機 B	縦型遠心分離機 C
使用時間間隔	連続	連続
1日当たりの使用時間	24時間	24時間
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以降	許可日以降

(イ) 汚泥の前処理施設兼廃油の油水分離施設 B

名称	汚泥の前処理施設 兼廃油の油水分離 施設 B
使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
設置年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常
の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常
の値及び最大の
値等

(ア) 縦型遠心分離機 B 及び縦型遠心分離機 C

名称	縦型遠心分離機 B	縦型遠心分離機 C
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 18 最大 19.2	通常 18 最大 19.2
水素イオン濃度	通常 7.0~8.0 最大 6.5~8.6	通常 7.0~8.0 最大 6.5~8.6
生物化学的酸素 要求量 (mg/l)	通常 12,000 最大 13,500	通常 12,000 最大 13,500
化学的酸素要求	通常 4,800	通常 4,800

量 (mg/l)	最大 5,400	最大 5,400
浮遊物質 量 (mg/l)	通常 500 最大 700	通常 500 最大 700
ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量 (mg/l)	通常 400,000 最大 450,000	通常 400,000 最大 450,000
窒素含有量 (mg/l)	通常 1,600 最大 2,500	通常 1,600 最大 2,500
リン含有量 (mg/l)	通常 30 最大 40	通常 30 最大 40

(イ) 汚泥の前処理施設兼廃油の油水分離施設 B

名称	汚泥の前処理施設兼廃油の油水分離施設 B	
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 17.5 最大 18.5	
水素イオン濃度	通常 6.5～8.6 最大 6.5～8.6	
生物化学的酸素 要求量 (mg/l)	通常 12,000 最大 13,500	
化学的酸素要求 量 (mg/l)	通常 4,800 最大 5,400	
浮遊物質 量 (mg/l)	通常 500 最大 700	
ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量 (mg/l)	通常 1,400 最大 1,700	
窒素含有量 (mg/l)	通常 1,600 最大 2,500	
リン含有量 (mg/l)	通常 30 最大 40	

(4) 汚水等の処理に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状

態の通常の数及び最大の数等

ア V-140-1

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 1, 530 最大 1, 652	同左
水素イオン濃度	通常 6~8 最大 6~8	同左
生物化学的酸素要 求量 (mg/l)	通常 11, 000 最大 13, 000	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 4, 400 最大 5, 200	同左
浮遊物質量 (mg/l)	通常 500 最大 700	同左
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/l)	通常 20 最大 30	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 1, 000 最大 2, 000	同左
燐含有量 (mg/l)	通常 30 最大 40	同左
ふっ素及びその化 合物 (mg/l)	通常 1未満 最大 1未満	同左

イ 総合排水処理施設

(ア) 海域排出分

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 870 最大 994	同左
水素イオン濃度	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	同左
生物化学的酸素要 求量 (mg/l)	通常 10 最大 15	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 10 最大 13	同左

浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 2 最大 2	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 27 最大 80	同左
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 4 最大 8	同左
ふっ素及びその化 合物 (mg/ℓ)	通常 6 最大 8	同左

(イ) 下水道排除分

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 700 最大 700	同左
水素イオン濃度	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5	同左
生物化学的酸素要 求量 (mg/ℓ)	通常 200 最大 600	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 190 最大 200	同左
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 100 最大 600	同左
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 2 最大 30	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 120 最大 240	同左
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 15 最大 20	同左
ふっ素及びその化 合物 (mg/ℓ)	通常 6 最大 8	同左

(5) 排出水に関する事項

ア 排水口名 No. 1排水口（海域放流）

イ 排出水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
排出水の量 (m^3 /日)	通常 870 最大 994	同左
水素イオン濃度	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6	同左
生物化学的酸素要 求量 (mg/l)	通常 10 最大 15	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 10 最大 13	同左
浮遊物質量 (mg/l)	通常 10 最大 15	同左
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/l)	通常 2 最大 2	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 27 最大 80	同左
磷含有量 (mg/l)	通常 4 最大 8	同左
ふっ素及びその化 合物 (mg/l)	通常 6 最大 8	同左

ウ 排水口名 No. 3排水口（下水道）

エ 排出水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
排出水の量 (m^3 /日)	通常 700 最大 700	同左
水素イオン濃度	通常 5.5～8.5 最大 5.5～8.5	同左
生物化学的酸素要 求量 (mg/l)	通常 200 最大 600	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 190 最大 200	同左

浮遊物質 (mg/l)	通常 100 最大 600	同左
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/l)	通常 2 最大 30	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 120 最大 240	同左
燐含有量 (mg/l)	通常 15 最大 20	同左
ふっ素及びその化 合物 (mg/l)	通常 6 最大 8	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年8月7日から同年8月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和5年8月28日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 5 1 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 8 月 7 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 物品等の名称及び数量
普通消防ポンプ自動車（非常備用） 4 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 5 年 7 月 1 9 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社モリタ
北九州市小倉北区白銀二丁目 1 0 番 2 号
- 5 落札金額
7, 8 7 6 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 5 年 6 月 8 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第514号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年8月7日

北九州市長 武内和久

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油（8月分） 25キロリットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月21日
- 4 落札者の名称及び住所
日吉化学工業株式会社
北九州市若松区藤ノ木三丁目2番39号
- 5 落札金額
1キロリットル当たりの金額8万7,600円に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和5年6月15日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第515号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年8月7日

北九州市長 武内和久

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油（軽油引取税免税・8月分） 3万4,800リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月21日
- 4 落札者の名称及び住所
高橋油脂工業株式会社
北九州市小倉北区赤坂五丁目6番30-1号
- 5 落札金額
1リットル当たりの金額154円に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和5年6月15日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 5 1 6 号

一般競争入札により、請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 8 月 7 日

北九州市長 武 内 和 久

1 工事概要

- (1) 工事名 永黒団地第 1 工区市営住宅建替事業に係る設計・工事
- (2) 工事場所 北九州市門司区永黒二丁目 2 番 3
- (3) 工事内容 入札説明書のとおり
- (4) 工期 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで。ただし、建替工事のための調査業務、解体工事及び設計業務の履行期限は、令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。
- (5) 予定価格 1 2 億 5 , 6 0 7 万円（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）及び入札書を提出すること。

なお、総合評価に関する詳細については入札説明書による。

- (7) その他 この公告に係る契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年北九州市条例第 8 1 号）第 2 条の規定により北九州市議会（以下「市議会」という。）の議決に付さなければならない工事の請負契約であるため、落札者の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の議決の日をもって成立するものとする。この入札の落札者は、落札決定の日から北九州市（以下「本市」という。）が指定する日までに、本市と仮契約を締結しなければならない。

なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合において、本市は本契約が成立しないことによる補償は行わない。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争参加資格確認申請書の提出期間の末日午後 4 時 3 0 分時点にお

いて、次のいずれにも該当する共同企業体（自主結成方式により代表構成員及び代表構成員以外の構成員で結成されるものに限る。以下同じ。）であること。

ア 建設工事を担当する者1者以上及び設計業務を担当する者1者以上を構成員とする共同企業体であること。

イ 共同企業体の構成員（代表構成員及び代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）が北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

ウ 共同企業体の構成員は、この工事について結成された他の共同企業体の構成員ではないこと。

エ 共同企業体の構成員が本市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 共同企業体の代表構成員は、建設工事を担当する者であること。

カ 共同企業体の出資は、次の要件を満たすものであること。

（ア） 全ての構成員が共同企業体に出資していること。

（イ） 建設工事を担当する構成員の出資比率は30%以上であること。

（ウ） 代表構成員は、出資比率が構成員の中で最大であること。

キ 共同企業体の構成員は、工事を担当する者にあつては本店又は主たる営業所が北九州市内にあり、設計業務を担当する者にあつては市内又は準市内事業者であること。

（3） 共同企業体の構成員が入札説明書に掲げる入札参加者の業務遂行能力に係る参加資格要件を満たすこと。

3 契約条項を示す場所、期間及び交付方法

（1） 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住宅計画課

（2） 期間 令和5年8月7日からこの公告に係る入札の開札の日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（3） 交付方法 北九州市建築都市局住宅部住宅計画課のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、この方法により取得できない場合は、第1号の場所において交付する。

北九州市建築都市局住宅部住宅計画課のホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/toshi-juutakukeikaku.html>

4 競争入札参加資格申請の提出

この公告に係る入札に参加を希望する者は、参加表明書及び資格審査申請書類を提出しなければならない。

- (1) 提出場所 第3項第1号の場所
- (2) 提出期間 令和5年8月7日から同年9月1日まで（日曜日等を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
- (3) 提出方法 持参又は書留郵便による方法とする。

5 入札書及び技術提案書の提出

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、持参又は郵送により入札書及び技術提案書を提出すること。

- (1) 提出場所 第3項第1号の場所
- (2) 提出期間 令和5年10月25日から同月31日まで（持参による場合は日曜日等を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。
- (3) その他 郵送により提出する場合は、書留郵便に限る。また、当日消印有効とする。

6 開札の場所及び日程

- (1) 場所 第3項第1号の場所
- (2) 日程 令和5年11月下旬から同年12月上旬までの間のいずれかの日

7 入札及び契約に関する条件

- (1) 最低制限価格 設けない。
- (2) 入札保証金 入札価格の100分の10以上の額。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 資格審査申請書類等に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

9 その他

- (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
- (2) この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

北九州市建築都市局住宅部住宅計画課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2592